

第4号様式

地域貢献計画書

令和8年4月8日

広島市長 様

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝株式会社
代表取締役社長 松岡 宏泰

広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第2の2の(2)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称

広島東宝ビル

2 大規模小売店舗の所在地

広島市中区新天地2番9 ほか

3 地域貢献担当窓口の部署及び連絡先

担当部署 東宝株式会社 不動産経営部

担当者 西悠子 e-mail y_nishi@toho.co.jp

清水浩貴 e-mail hirotaka_shimizu@toho.co.jp

T E L 03-5962-9400

F A X 03-5962-9401

4 地域貢献に対する方針

営業活動を通じて、情報提供・消費意欲の喚起を推進し、広島市中心市街地の活性化に貢献します。

5 計画期間

5事業年度間（令和5年（2023年）3月1日～令和10年（2028年）2月29日）

6 地域貢献の内容

項目	細目	地域貢献活動内容	実施時期	目標値
1 地域づくりへの参画・協力	(1) 地域の祭り、行事等への協力	・地域活性化のためのイベント・伝統行事等、各種行事への協力	イベント時	申入れにより検討
	(2) 地域づくりに取り組む団体への協力	・地域づくりに取り組むNPO及びボランティア団体の活動への協力 ・広島中央通商店街振興組合の一員として胡子講大祭、とうかさ祭りへの協力	随時 イベント時	申入れにより検討 継続
2. 地域産業活性化の推進	(1) 商店街振興組合、商工会等への加入	・広島中央通商店街振興組合に加入済み	加入済み	継続
	(2) 商店街、商工会等が実施する各種行事等への協力	・商店街、商工会議所が実施する各種行事等への参加・協力	行事時期	申入れにより検討
	(3) 地域又は市内事業者のテナント入居等	・地域又は市内の事業者のテナント入居及び取引の促進	入居済み	継続
3 地域雇用の確保	(1) 地域からの雇用の促進	・地域からのパート・アルバイトの雇用促進	随時	継続
4 防犯・青少年非行防止対策の推進	(1) 青少年非行防止への協力	・万引きさせない店づくり及び万引きの防止の広報の実施	随時	継続
	(2) 店舗及びその敷地内での防犯対策の実施	・防犯カメラの設置 ・警備員による店舗内定期巡回の実施	開店時より 随時	継続
	(3) 深夜営業時及び営業時間外における防犯対策・青少年非行防止対策の実施	・警備員による巡回の実施 ・夜間の照明の設置 ・営業時間外の駐輪場、駐車場の閉錠	随時 開店時より 開店時より	継続

	(4) 緊急通報体制の確保	・店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領の策定 ・迅速な避難誘導措置等の緊急通報体制の確立	実施済み	継続
5 地域防災対策の推進	(1) 災害等発生時における避難場所等の提供	・避難場所及び救護場所としての建物等の提供	災害時	必要に応じて対応
	(2) 災害時における地域住民との連携	・救助活動、応急復旧活動等の地域住民と連携した活動への協力	災害時	必要に応じて対応
	(3) 救急救命の取組	・AED（自動体外式除細動器）の設置	開店時より	継続
6 環境対策の推進	(1) 地球温暖化対策・省エネルギー対策の実施	・敷地内の緑化の推進 ・店舗内の空調温度の適切な設定 ・照明器具、エアコン等についての省エネルギー対応機器の導入	開店時より 通年 開店時	継続
	(2) 水循環確保対策の実施	・トイレへの節水型器具の設置	開店時より	継続
	(3) 廃棄物減量化	・分別の徹底によるごみの減量化	随時	継続
	(4) 生活環境への配慮	・光害対策（屋外照明、広告塔照明等の適切な設置と運用）の実施	随時	継続
7 子ども、高齢者、障害者等への配慮	(1) 高齢者、障害者等に配慮した取組	・高齢者、障害者、妊産婦等の専用駐車スペースの確保 ・車椅子対応多目的トイレの設置 ・中央通り側入口に障害者案内用インターフォンの設置	開店時より	継続
8 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対応	(1) 早期の情報提供	・現在、店舗閉鎖は考えていない。 万が一撤退する場合は、(1)～(5)について、適切に処理する。	—	—
	(2) 後継店の確保		—	—
	(3) 従業員の雇用の確保		—	—
	(4) 取引先企業に対する対応		—	—
	(5) 店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止		—	—

	(6) 再利用可能な建物の建築	・撤退後も再利用可能な店舗建築の設計、レイアウト及び資材への配慮	建築時 テナント 入れ替え 時	実施済み 必要に応じて対応
9 その他	(1) 景観形成、街並みづくりへの協力	・外観の色彩、周辺の街並み等との連続性に配慮した建物の配置その他周辺の景観形成及び街並みづくりを阻害しない店舗づくり	開店時	継続
	(2) 地域貢献活動の実施体制の整備	・地域貢献活動担当部署の設置等実施体制の整備	開店時より	継続

※1 項目、細目及び地域貢献活動内容は地域貢献計画書又は地域貢献変更計画書と同様の内容としてください。

※2 実施状況に関する資料を適宜添付してください。

※3 地域貢献計画書又は地域貢献変更計画書に記載されている内容のうち、実施予定であったもので、実施しなかったものについては、実施時期に「未実施」と記載してください。